平成１６年１１月１９日
長崎県警察本部訓令第38号
最終改正　令和６年３月８日

長崎県警察における情報セキュリティに関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、長崎県警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって長崎県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 機密性　情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。

(2) 完全性　情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。

(3) 可用性　情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。

(4) 情報セキュリティ　情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

(5) 長崎県警察情報システム　警察庁が長崎県警察に設置する情報システム及び長崎県警察が設置する情報システムをいう。

(6) 管理対象情報　次に掲げる情報をいう。

ア　長崎県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が長崎県警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ　長崎県警察情報システムから出力された情報

ウ　長崎県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって長崎県警察職員が職務上取り扱うもの

エ　長崎県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(7) 長崎県警察情報セキュリティポリシー　この訓令及びこの訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する事項（通達等下位規程を含む。）をいう。

（情報セキュリティ管理者）

第３条　警察本部に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

２　情報セキュリティ管理者は、長崎県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括するとともに、各所属に対する情報セキュリティに関する指導を行う。

（管理対象情報の分類及び対策の基準）

第４条　管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

２　管理対象情報の分類及び対策の基準については、別に定めるものとする。

（長崎県警察職員の責務）

第５条　長崎県警察職員は、長崎県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

（情報セキュリティに関する事項の審議）

第６条　長崎県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項につき、情報セキュリティ管理者が特にその必要を認めたときは、関係する所属の長その他の者を招集し、審議することができる。

（監査）

第７条　情報セキュリティ管理者は、別に定めるところにより、長崎県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を実施するものとする。

（細目的事項の委任）

第８条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成16年11月19日から施行する。

附　則（平成18年長崎県警察本部訓令第42号）

この訓令は、平成18年10月20日から施行する。

附　則（平成30年長崎県警察本部訓令第１号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和６年長崎県警察本部訓令第７号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。